

## 在宅歯科医療の推進等

骨子【I-4(8)】

### 第1 基本的な考え方

効果的・効率的で質の高い在宅歯科医療の提供体制を確保するため、医療の内容、患者の状態、住まいの状況等を考慮した評価を行う。

### 第2 具体的な内容

1. 口腔機能が低下し摂食機能障害を有する患者に対する口腔機能の管理について、包括的な評価を行う。

#### (新) 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

1	10 歯未満	350 点
2	10 歯以上 20 歯未満	450 点
3	20 歯以上	550 点

#### [算定要件]

- (1) 当該保険医療機関の歯科医師が、歯科訪問診療料を算定した場合であって、摂食機能障害及び継続的な歯科疾患の管理が必要な者に対して、当該患者又はその家族の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、30 分以上行った場合に限り、1 月に 4 回を限度として算定する。
- (2) 歯周病検査、歯周病部分的再評価検査、歯周基本治療、歯周病安定期治療、歯周基本治療処置、機械的歯面清掃処置及び摂食機能療法は所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (3) 歯科疾患管理料、周術期口腔機能管理料（Ⅰ）、周術期口腔機能管理料（Ⅱ）、周術期口腔機能管理（Ⅲ）、歯科特定疾患療養管理料及び歯科疾患在宅療養管理料は別に算定できない。
- (4) かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の歯科医師が、当該指導管理を

実施した場合は、100点を所定点数に加算する。

- (5) 在宅療養支援歯科診療所の歯科医師が、当該指導管理を実施した場合は、50点を所定点数に加算する（ただし、(4)に規定する加算を算定している場合を除く）。

2. 歯科の標榜がない病院に入院中又は介護保険施設に入所中の患者に対して、歯科訪問診療を行う歯科医師が栄養サポートチーム等に加わり、その評価に基づいて歯科訪問診療を行った場合の評価を行う。

(新) 栄養サポートチーム連携加算 1 60点

※歯科疾患在宅療養管理料の加算

[算定要件]

当該保険医療機関の歯科医師が、他の保険医療機関に入院している患者に対して、当該患者の入院している他の保険医療機関の栄養サポートチームの構成員として診療を行い、その結果を踏まえた口腔機能評価に基づく管理を行った場合に、栄養サポートチーム連携加算1として、60点を所定点数に加算する。

(新) 栄養サポートチーム連携加算 2 60点

※歯科疾患在宅療養管理料の加算

[算定要件]

当該保険医療機関の歯科医師が、介護保険施設に入所している患者に対して、当該患者の入所している施設で行われる食事観察等に参加し、その結果を踏まえた口腔機能評価に基づく管理を行った場合に栄養サポートチーム連携加算2として、60点を所定点数に加算する。

3. 在宅を中心としつつ、地域の病院等とも連携して歯科訪問診療を実施している歯科診療所を評価する観点から、在宅かかりつけ歯科診療所加算の施設基準及び名称の見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【在宅かかりつけ歯科診療所加算】</p> <p>[名称]</p> <p>[算定要件]</p> <p>施設基準に適合した保険医療機関において、在宅において療養を行っている患者に対して歯科訪問診療を実施した場合は、在宅かかりつけ歯科診療所加算として、100点を所定点数に加算する。</p> <p>[施設基準]</p> <p>① 歯科診療所であること。</p> <p>② 当該歯科診療所で実施される直近3か月の歯科訪問診療の実績が、月平均5人以上であり、そのうち少なくとも8割以上が歯科訪問診療1を算定していること。</p>	<p>【在宅歯科医療推進加算】</p> <p>(名称変更)</p> <p>[算定要件]</p> <p>施設基準に適合した保険医療機関において、在宅において療養を行っている患者に対して歯科訪問診療を実施した場合は、<u>在宅歯科医療推進加算</u>として、100点を所定点数に加算する。</p> <p>[施設基準]</p> <p>① 歯科診療所であること。</p> <p>② 当該歯科診療所で実施される直近3か月の歯科訪問診療の実績が、月平均5人以上であり、そのうち少なくとも<u>6割以上</u>が歯科訪問診療1を算定していること。</p>

4. 歯科訪問診療料について、歯科訪問診療の実態に即したものとするため、以下の対応を行う。

(1) 同一建物で1人に対して歯科訪問診療を行う場合において、患者の全身状態等により診療時間が20分未満となる場合の評価の見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【歯科訪問診療1】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(新設)</p>	<p>【歯科訪問診療1】</p> <p>[算定要件]</p> <p>当該患者の状態により20分以</p>

	<p><u>上の診療が困難である場合においても算定を認める。</u></p> <p><u>当該患者が「著しく歯科診療が困難な者」に準じる状態等であり、20分以上の診療が困難である場合においては、診療時間が20分未満であっても「歯科訪問診療1」を算定して差し支えない。なお、この場合においては、20分以上の診療が困難である理由を含めた患者の状態（要介護度を含む。）を診療録に記載する。</u></p>
--	---

- (2) 同居する同一世帯の複数の患者に対して診療をした場合など、同一の患家において2人以上歯科訪問診療を行った場合の評価について見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【歯科訪問診療】</p> <p>[算定要件]</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【歯科訪問診療】</p> <p>[算定要件]</p> <p><u>同居する同一世帯の複数の患者に対して診察をした場合など、同一の患家において2人以上の患者を診察した場合には、1人目は、歯科訪問診療1を算定し、2人目以降の患者については歯科訪問診療2を算定する。</u></p>

- (3) 歯科訪問診療を行う歯科医療機関と「特別の関係」にある施設等に訪問して歯科訪問診療を行った場合の評価について見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【歯科訪問診療】</p> <p>[算定要件]</p> <p>保険医療機関と他の保険医療機関の関係において、開設者が同一等、特別の関係にある施設等に訪問して歯科診療を行った場合は、歯科訪問診療料は算定できない。</p>	<p>【歯科訪問診療】</p> <p>[算定要件]</p> <p>① 保険医療機関と他の保険医療機関の関係において、開設者が同一等、特別の関係にある施設等に訪問して歯科診療を行った場合は、歯科訪問診療1、2又は3とは別に規定する歯科訪問診療料（初診料・再診料に相当する点数）により算定する。</p> <p>② 「特別の関係にある施設等」に規定する「施設等」とは、<u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム等をいう。</u></p>

5. 歯科訪問診療で求められる診療の重要性及び困難性を考慮し、歯科訪問診療で行う処置等について、評価の見直しを行う。また、この見直しに併せて、6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対する評価の見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【処置 通則】</p> <p>① 「歯科訪問診療料のみを算定する患者」の場合</p> <p>「抜髄の単根管、2根管及び3根管以上」、「感染根管処置の単根管、2根管及び3根管以上」</p> <p>100分の50加算</p>	<p>【処置 通則】</p> <p>① 歯科訪問診療料のみを算定する患者の場合</p> <p><u>1 「抜髄の単根管及び2根管」、</u> <u>「感染根管処置の単根管及び</u> <u>2根管」</u></p> <p>100分の30加算</p>

<p>② 「6歳未満の乳幼児又は著しく歯科治療が困難な者」、「歯科訪問診療料及び著しく歯科治療が困難な者」の場合の処置（全身麻酔の場合を除く）</p> <p style="text-align: right;">100分の50加算</p> <p>【手術 通則】</p> <p>① 「歯科訪問診療料のみを算定する患者」の場合 「抜歯の乳歯、前歯及び臼歯」、「口腔内消炎処置の歯肉膿瘍」</p> <p style="text-align: right;">100分の50加算</p> <p>② 「6歳未満の乳幼児又は著しく歯科治療が困難な者」、「歯科訪問診療料及び著しく歯科治療が困難な者」の場合 手術（全身麻酔の場合、中心静脈注射用植込型カテーテル設置の加算を算定した場合を除く）</p> <p style="text-align: right;">100分の50加算</p>	<p><u>2 「抜髄及び感染根管処置の3根管以上」</u> 100分の50加算</p> <p>② 「6歳未満の乳幼児又は著しく歯科治療が困難な者」、「歯科訪問診療料及び著しく歯科治療が困難な者」の場合</p> <p><u>1 「抜髄及び感染根管処置の単根管及び2根管」</u></p> <p style="text-align: right;">100分の30加算</p> <p><u>2 1以外の処置（床副子は除く。）</u></p> <p style="text-align: right;">100分の50加算</p> <p>【手術 通則】</p> <p>① 「歯科訪問診療料のみを算定する患者」の場合</p> <p><u>1 「口腔内消炎処置の歯肉膿瘍」</u> 100分の30加算</p> <p><u>2 「抜歯の乳歯、前歯及び臼歯」</u></p> <p style="text-align: right;">100分の50加算</p> <p>② 「6歳未満の乳幼児又は著しく歯科治療が困難な者」、「歯科訪問診療料及び著しく歯科治療が困難な者」の場合</p> <p><u>1 「口腔内消炎手術の智歯周囲炎の歯肉弁切除、歯肉膿瘍」</u></p> <p style="text-align: right;">100分の30加算</p> <p><u>2 1以外の手術（全身麻酔の場合、中心静脈注射用植込型カテーテル設置の加算を算定した</u></p>
---	--

<p>【<u>歯冠修復及び欠損補綴 通則</u>】</p> <p>① 「<u>歯科訪問診療料のみを算定する患者</u>」の場合 「<u>有床義歯修理</u>」 100分の50加算</p> <p>② 「<u>6歳未満の乳幼児又は著しく歯科治療が困難な者</u>」、「<u>歯科訪問診療料及び著しく歯科治療が困難な者</u>」の場合 <u>歯冠修復及び欠損補綴</u> 100分の50加算</p> <p>ただし、<u>金属歯冠修復、レジン前装金属冠等</u>を除く。</p>	<p><u>場合を除く)</u> 100分の50加算</p> <p>【<u>歯冠修復及び欠損補綴 通則</u>】</p> <p>① 「<u>歯科訪問診療料のみを算定する患者</u>」の場合 1 「<u>印象採得の欠損補綴の連合印象及び特殊印象</u>」、「<u>有床義歯の咬合採得</u>」、「<u>有床義歯内面適合法</u>」 100分の70加算 2 「<u>有床義歯修理</u>」 100分の50加算</p> <p>② 「<u>6歳未満の乳幼児又は著しく歯科治療が困難な者</u>」、「<u>歯科訪問診療料及び著しく歯科治療が困難な者</u>」の場合 1 「<u>印象採得の欠損補綴の連合印象及び特殊印象</u>」、「<u>有床義歯の咬合採得</u>」、「<u>有床義歯内面適合法</u>」 100分の70加算 2 1以外の<u>歯冠修復及び欠損補綴</u> 100分の50加算 <u>ただし、金属歯冠修復、レジン前装金属冠等</u>を除く。</p>
---	---

6. 同一建物において同一日に複数の患者に対して歯科訪問診療を行った場合等について、歯科訪問診療料の適正化を行う。

現 行	改定案
【 <u>歯科訪問診療料（1日につき）</u> 】	【 <u>歯科訪問診療料（1日につき）</u> 】
1 歯科訪問診療 1 866点	1 歯科訪問診療 1 866点

2	歯科訪問診療 2	283点	2	歯科訪問診療 2	283点
3	歯科訪問診療 3	143点	3	歯科訪問診療 3	120点